

企画競争実施の公示

令和 7 年 9 月 16 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 村上 浩之

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

持続可能なオーバーツーリズム解決モデルの構築検証事業
～旅行者負担×入域制限×特別な体験～

祝津パノラマ展望台エリアにおいて具体的な実証・調査を行うことで、「旅行者による費用負担」のもと「時限的な入域制限・管理」を行い課題解決を図るモデルの構築を目指す。さらに、通常立入できないエリアでの体験アクティビティという「特別な体験」を組み合わせた観光の高付加価値化によって、域内消費の拡大にも寄与する事業モデルの構築を目指す。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 8 年 3 月 31 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 小池 田甫
TEL:011-290-2700 E-Mail: hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間

令和 7 年 9 月 16 日から 令和 7 年 10 月 6 日まで、
説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(1)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限及び方法

令和 7 年 10 月 6 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

原則として、電子メールにより提出すること。

※ メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

希望者には、本企画競争の主旨、仕様書の内容等について説明を行うため、(1)のEメールアドレスへ説明を希望する旨連絡下さい。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 7 年 10 月 8 日(予定)

4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。
- (4) その他の詳細は説明書による。

**持続可能なオーバーツーリズム解決モデルの構築検証事業
～旅行者負担×入域制限×特別な体験～**

説明書

1. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」による
(2) 履行期限 令和 8 年 3 月 31 日

2. 企画提案書作成

- (1) 提出書面 : 日本産業規格A4縦版、横書き、左綴じを基本とする。
(2) 企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
(3) 提出期限までに担当部局に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
(4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
(5) 企画提案書は具体的かつ簡素に示し、「5. (1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
① 事業全体のスケジュール
② 本事業の実施体制(人員・経験等)
③ 概算見積内訳(各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること)
④ 会社概要(直近の事業報告書及び定款を各1部添付して下さい。なお、令和6年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに事業報告書及び定款を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)
⑤ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)を有すること(資格審査結果通知書の複写を1部添付して下さい。なお、令和7年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに資格審査結果通知書の複写を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」又は別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」(平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定)第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)を記載のうえ提出すること。

4. 企画提案書等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限
令和 7 年 10 月 6 日 17 時 00 分 必着

- (2) 提出方法
原則として、電子メールにより提出すること。
※メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

- (3) 提出先
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 小池 田甫
E-Mail: hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp
TEL: 011-290-2700

5. 企画提案書の審査

(1) 審査項目と審査基準

① 事業内容関係

- ① 業務内容の理解度 : 事業実施エリアの現状と課題について十分に理解した提案となっているか。
提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅したものとなっているか。
- ② 提案内容の具体性 : 事業の構成が具体的で、履行可能な内容となっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。
- ③ 提案内容の独創性 : 独自の発想に基づく提案となっているか。
次年度以降の自走化を見据え、手法に効果的な工夫がなされているか。
- ④ 業務実施の確実性 : 業務を安定的に遂行するために、適した業務実施体制(人員等)、スケジュールとなっているか。
協力会社、再委託予定先、連携先との調整がなされており、その関係は明確になっているか。
知見やノウハウ、人脈を活かしたものとなっているか。

② ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人を含む)であるか

- 1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律
(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定
- 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定
- 3) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- 4) 青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定
- 5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画
(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業
(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

(2) 審査方法

- ① 各審査委員が企画提案書ごとに各審査項目について1点から12点までの間で評価を付し、一審査員の合計点数は40点満点とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、①に別表による加点を行う。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が最も高い者を、企画競争を経たうえで随意契約を締結する者として特定する。
- ④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が、最も高い者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。
なお、企画提案書審査の結果、第2位の企画提案書の総合計点が、第1位の企画提案書の総合計点の95%の数値(小数点第2位を四捨五入)を超える場合は、上位2者による決定のための採点を行うことができる。

6. 企画提案書等に係る質問

(1) 受付窓口

4(3)に同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和 7 年 9 月 16 日から 令和 7 年 10 月 6 日の間の
平日、午前9:00から午後5:00まで

4. (3)に記載のメールアドレスへのEメール

(3) 回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する

(4) 受け付けない項目

- ① 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ② 積算に関する内容

7. 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
8. 契約書の作成
要
9. 支払い条件
本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行ない合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。
10. 概算予算額
5,000 千円(消費税込み)
11. その他
 - (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
 - (2) 暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。
 - (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
 - (5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
 - (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
 - (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
 - (8) 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
 - (9) 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。
 - (10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

持続可能なオーバーツーリズム解決モデルの構築検証事業

～旅行者負担×入域制限×特別な体験～

仕様書（案）

1.概要

1.1 事業目的

昨年、訪日外国人旅行者数は過去最高を記録し、本年も昨年を上回るペースでの増加傾向が続いている。国内外の観光需要は急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻している一方、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下が懸念されている。このような状況において、観光客の受入れと住民の生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを実現するためには、地域の実情に応じた具体策を講じることが必要である。

観光客が集中することで地域住民の生活に影響が出ている地域の一例として、小樽市が挙げられる。小樽市には映画のロケ地として知られる場所等に国内外から多くの観光客が訪れる一方、写真を撮影するために車道や私有地等に立ち入る姿が相次いで確認されており、今年1月にはJR朝里駅近くの線路に侵入した外国人旅行者が列車にはねられて死亡する事故も起きた。

小樽市の「祝津パノラマ展望台」は観光客に人気の眺望スポットだが、急坂で道幅の狭い道路の先に位置し、旅行者が多く訪れる冬の一部期間では、道路上に歩行者と車が混在・錯綜する状態にある。冬期は路面凍結により旅行者の転倒や車のスリップが頻発するため非常に危険な状態にあるといえ、特に外国人旅行者が多くなる春節期に向けて、早急な重大事故の未然防止措置が求められる。

持続可能な未然防止措置とするためには、行政予算によらない自走可能なものでなければならない。また、一般市民も利用する道路であるため市道封鎖は極めて困難であり、市中心部から展望台ふもとまでのバス利用等の間接的な経済効果が生じていることを考えると、展望台封鎖も観光振興の視点から望ましくない。加えて、祝津パノラマ展望台は誰でも無料で訪れることができるスポットであるが、「観光」が地域にもたらす恩恵を最大化させるためには、展望台を訪れた旅行者による域内消費を生み出す仕組みがあることが望ましい。

これらを踏まえ、車道を歩いて展望台まで向かう旅行者が実質的にゼロになるよう旅行者をコントロールするとともに、旅行者から料金を収受して、必要コストをまかなうことができる自走可能な仕組みを構築することが、持続可能なオーバーツーリズム解決モデルになると仮説を立てる。

本事業では、祝津パノラマ展望台エリアにおいて上記仮説について具体的な実証・調査を行うことで、「旅行者による費用負担」のもと「時限的な入域制限・管理」を行い課題解決を図るモデルの構築を目指す。さらに、通常立入できないエリアでの体験アクティビティという「特別な体験」を組み合わせた観光の高付加価値化によって、域内消費の拡大にも寄与する事業モデルの構築を目指す。

1.2 業務の内容

【業務内容】

(1) 「展望イベント」による入場制限・管理

① 展望台市有地の入場制限・管理

- ・展望台市有地の使用許可を得て「展望イベント」を開催し、祝津パノラマ展望台（以下「展望台」という。）への入場者をイベント参加者に限定させることで、展望台の入場制限・管理を行う。
- ・イベントは、展望台での催しと、スノーシューガイドツアーの2つから成るイベントとする。
- ・展望台での催しについて、内容を提案すること。ただし、例えば「風景等の解説を行う者を配置し多言語での解説を行う」など、次年度以降の自走化を見据え、出来るだけ費用が抑えられ、かつ、最低限イベントとして成立する内容とする。また、提案に当たっては、事前に小樽市に相談し、了承を得た上で提案すること。
- ・イベントは有料で行うものとし、イベント開催に係る経費を勘案のうえ、次年度以降自走可能な料金水準を提案のうえ実施すること。
- ・実施期間は、原則、令和8年2月9日(月)～令和8年2月18日(水)の10日間とする。ただし、やむを得ない事情により、小樽市及び北海道運輸局において相談・調整の上で日程変更が生じた場合には、これに応じること。
- ・ふもと（おたる水族館駐車場及びその近辺をいう。以下同じ。）に誘導員、参加費の收受等を行う受付員を常駐させるものとし、徒歩や自家用車で展望台に向かおうとする者をふもとにいる誘導員が制止して、ふもとでの駐車、イベントへの参加を誘導する。

② 専用車両による展望台までのピストン輸送

- ・イベント参加者（スノーシューガイドツアー参加者を除く。）は、専用車両への乗車を必須とし、徒歩で展望台・ふもと間の移動を行わないよう誘導・案内する。
- ・ふもとで受付・イベント参加費收受を行い、順にふもとから展望台までの往復路を専用車両で運送する。
- ・専用車両は2台以上用意すること。
- ・専用車両は一般乗用旅客自動車運送事業許可を受けている事業者と契約の上、手配すること。

③ 「スノーシューガイドツアー」の実施

- ・「特別な体験」として通常立入できない緑地（おたる水族館駐車場から展望台にかけての車道の北側の土地をいう。）を通して、スノーシューで展望台を目指すガイドツアーを開催する。
- ・ふもとで受付・イベント参加費收受を行い、ふもとから展望台までの往復路をスノーシューで歩行させる。その際イベント参加者が安全に歩行できるよう、ガイドが同行・案内する。
- ・本ガイドツアーは、地域のガイド人材育成にも寄与するよう、ガイドとしての経験は浅いが今後地域内でガイドとして働く意欲のある者も積極的に採用し、ガイドの実践の場とすることが望ましい。
- ・スノーシューガイドツアーはイベント実施期間の一部期間（8日間程度）のみ行い、展望台での催しのみ実施した場合と、スノーシューガイドツアーも実施した場合の比較検証を行う。

- ・スノーシューは十分な量を用意すること。

(2) イベント開催前の周知・情報発信

- ・混乱が生じないよう、旅行会社やランドオペレーター、交通事業者等に対して事前に幅広い周知・情報発信を行う。

(3) イベント参加者に対するアンケート調査

- ・「展望イベント」及び「スノーシューガイドツアー」の参加者に対してアンケート調査を実施し、満足度、料金水準、改善点その他（5）の検討に当たって必要な事項について調査する。

(4) イベント期間外における展望台来訪者の調査

- ・次年度以降のイベント実施時期の検討に資するよう、（1）のイベント実施期間以外の期間において、展望台を訪れる旅行者の人数等を調査するとともに、当該旅行者に対し、展望台来訪の満足度や、「展望イベント」の料金水準等について聴取する。

(5) 次年度以降の自走化に向けた検討

- ・地域関係者（小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会等）との会議の場を設置し、本事業の実証結果をフィードバックするとともに、次年度以降の事業スキーム、実施体制、価格設定等について検討する。
- ・実証結果については、次年度以降の自走化の検討に資するよう、損益分岐点（収支採算ライン）を整理し示すこと。
- ・会議開催に係る会場の確保、会議資料、議事録の作成など、会議開催のために必要な各種業務を実施すること。

(6) 他地域での横展開に資する資料作成

- ・他地域での本事業モデルの横展開に向けて、祝津エリアの現状・課題、実証事業のポイント、実施プロセス・手続き、実証結果等について、分かりやすくまとめた資料を作成する。

2.企画提案と業務運営に関する留意事項

(1) 企画提案について

本留意事項については必ず企画提案書に含めること。

- ① 業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法、調査目標等）。過去に類似の調査（観光以外の分野を含む）を実施した実績がある場合は、可能な範囲でその内容を活用すること。
- ② 北海道内、とりわけ小樽市内の観光関係者と連携し、効果的な事業の実施となるよう努めること。
- ③ 業務実施体制、作業工程、資金計画
- ④ 企画競争参加者の概要等
- ⑤ 参考見積（概算・消費税含む）
- ⑥ 再委託等の有無及び予定

(2) 業務運営について

- ① 北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。
- ② 事業実施のために使用する土地の所有者と、土地の使用許可に係る手続きを行うこと。
- ③ 参加者からイベント参加費を収受する際は、キャッシュレスの支払いも可能とすること。
また、収入額が確定した時点で北海道運輸局に報告し、指示に基づき国庫へ納入すること。
- ④ スノーシューガイドツアーについては、参加者の安全確保を最優先することとし、事前に、悪天候等により中止とする場合の判断基準、判断決定者及び北海道運輸局への連絡体制を定めること。
- ⑤ 仕様書に記載されていない事項で、業務内容に疑義が生じた場合は、その都度担当と協議し、その指示に従うこと。
- ⑥ 本事業の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- ⑦ 本事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。
- ⑧ 交通手段等の手配にあたっては、旅行業法その他の法令に抵触しないようにすること。
- ⑨ 事業実施期間中に万が一事故、怪我等があった場合に備えて、保険に加入すること。
- ⑩ 再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- ⑪ 資料、成果品等の作成
 - ・本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel 等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。
 - ・制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受託者が負うこととする。
- ⑫ 本事業により物件を取得した場合には、物件は受託者に帰属する。
- ⑬ 本事業によって得た収益は、全額国庫への納入となる。

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

(4) 成果品

- ・事業実施報告書（A4 判、カラー） 3 部
- ・事業概要（PowerPoint、1 枚にまとめたもの） 3 部

3.事業実施報告及び成果物の提出期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

4.事業実施報告書及び成果物の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 6 階
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課

5.監督職員

北海道運輸局観光部観光企画課 課長補佐

令和7年4月

各 位

北海道運輸局 観光部 観光企画課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

この度、国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとしますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき。
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 七 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 八 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表

評価項目	認定等の区分 ※ 1		配点 (単位：%)	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5% ※ 1	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2
		行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※4、※12		1
	若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）			4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号

及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認知

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

※下記の１～３項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定３段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定２段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定１段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称（法人番号）

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表
 (「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」
 第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名